

連盟事務所編

(目的)

第1条 このマニュアルは、日本アイスホッケー連盟（以下「本連盟」という）において発生しうる様々な事象のうち、次の各号に掲げる緊急事態の発生に際し、主に本連盟事務所に勤務する役職員の人命および施設等の安全確保に関する事、並びに本連盟の事業運営に影響を与える加盟団体等および関連施設の危機に際しての必要な措置を定めるものである。

- (1) 自然災害
  - ① 地震、風水害などの災害
- (2) 事故
  - ① 爆発、火災、建物倒壊、放射能汚染等の重大な事故
  - ② 役職員にかかる重大な人身事故
- (3) 犯罪
  - ① 爆破、ハイジャック、テロ、（放射能汚染？）
  - ② 脅迫、誘拐、強盗、障害傷害、暴行、恐喝、窃盗
- (4) インフルエンザ等重大な感染症
- (5) その他上記に準ずる緊急事態

(定義)

第2条 この規程における「役職員」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 役員 会長、副会長、専務理事、常務理事、理事、監事
- (2) 職員 事務局長、副事務局長、事務局員
- (3) 委員 各専門委員会委員

(基本方針)

第3条 本連盟事務所の立地する東京近辺において上記緊急事態が発生し、人命に危険が及ぶ可能性がある場合、役職員等の安全確保を最優先とする。重要物件の格納等は安全が確保できた後に実施する。

- 2 役職員は被害状況を確認し、情報を集約するとともに共有する方策を講じる。
- 3 本連盟の業務については、事務所機能の確保を優先して、業務継続に関する対応を決定する。

(役職員に係る緊急事態発生時の対応)

第4条 役職員が関係し、あるいは関係すると思われる地域で緊急事態が発生した場合には、以下の対応をとる。

- (1) 人命救助の最優先
  - ① 自身の安全を確保するとともに、顧客や関係者の人命救助を最優先する。

- ② 出火した場合は、初期消火を行う。
  - ③ 爆発、火災等の重大事故の場合は、建物の安全性を確認した上で、危険を判断とした場合は避難を行う。尚、避難場所は事前に確認を行っておく。
  - ④ 犯罪の場合は、不当な要求に屈せず、警察と協力して対応する。
  - ⑤ インフルエンザ等重大な感染症の場合は、伝染防止を優先する。
- (2) 状況の報告
- ① 役職員は本人および家族の安否状況を自ら事務局長へ報告する。事務局長が連絡不可能な場合には、専務理事に対してこれを行う。
  - ② 安否情報、被災情報は全て会長へ報告するとともに、電子メール等により役職員間で共有化する。
- (3) 業務継続の判断
- ① 役職員は、自主的に業務継続について判断するとともに事務局長（事務局長が連絡不可能な場合には専務理事）に報告する。
  - ② 会長は、業務継続の方針について決定する。

（東京近辺以外に係る緊急事態発生時の対応）

第5条 東京近辺以外で緊急事態が発生し多場合には、その事象が本連盟の業務運営に支障をきたすかどうかを把握するため、次の各号に掲げるとおり、加盟団体および関係する施設等の被災状況その他の情報収集を行う。

- (1) 状況把握の対象  
東京近辺以外に在住する役職員及び加盟団体関係者の安否、並びに本連盟の事業実施にあたって使用するなど関係する施設の被災情報。
- (2) 東京近辺以外に在住する役職員の役割（または責務）  
東京近辺以外に在住する役職員は、自らの安否、加盟団体関係者および関係する施設の被災情報を収集し、本連盟事務局長へ報告する。
- (3) ブロック推薦理事の役割（または責務）  
前号に拘らず、ブロック推薦理事は、当該ブロックの役職員、加盟団体関係者および関係する施設の被災情報を収集し、本連盟事務局長へ報告する。また、ブロック推薦理事が不在または事故あるときは、事務局から照会、調査して情報収集に努める。

（関係機関への報告および連携）

第6条 第4条に定める緊急事態発生時の役職員の対応においては、必要に応じて官公署へ連絡するものとする。

2 特に犯罪の場合は、迅速に警察へ連絡し、綿密に協力して対応する。

（改 廃）

第7条 本マニュアルの改廃は理事会にて決定する。

附 則

本マニュアルは平成 31 年 3 月 30 日から施行する。